



# 羽の情報便

改正貸金業法(総量規制)



2010年6月18日より改正貸金業法が完全施行されました。利用者は何が変わるの？

今回の改正で大きなトピックスは、上限金利の引き下げと総量規制の導入があります。

## 1. 上限金利の引き下げ

貸金業法上のみなし弁済制度(いわゆるグレーゾーン金利)が廃止され、出資法の上限金利を20%に引き下げられました。利息制限法の上限金利(20%~15%)と出資法の上限金利(20%)の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象となります。また、ヤミ金融に対する罰則も強化されました。

## 2. 総量規制の導入

総量規制とは個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される仕組みを言います。貸金業者が個人へ貸し付ける場合には、指定信用情報機関の信用情報を利用した返済能力調査が義務付けられました。個人への貸付けについて、貸金業者からの借入残高が50万円を超える貸付け、または、総借入残高が100万円を超える貸付けの場合には、貸金業者に年収等を証する資料の取得が義務付けられます。

総量規制は、貸金業者からの借入れを対象としており、銀行の貸付けは貸金業法の規制(総量規制)の対象外です。また、クレジットカードを利用したキャッシングは対象となりますが、クレジットカードを利用したショッピングは対象になりません。

契約には「個人向け貸付け」「個人向け保証」「法人向け貸付け」「法人向け保証」の4種類がありますが、総量規制の対象となるのは、「個人向け貸付け」のみです。

### <例外>

- 不動産購入または不動産に改良のための貸付け
- 自動車購入時の自動車担保貸付け
- 高額療養費の貸付け
- 有価証券担保貸付け
- 不動産担保貸付け
- 売却予定不動産の売却代金により返済できる貸付け
- 手形(融通手形を除く)の割引
- 金融商品取引業者が行う500万円超の貸付け
- 貸金業者を債権者とする金銭貸借契約の媒介

### <除外>

- 顧客に一方的有利となる借換え
- 緊急の医療費の貸付け
- 社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付け
- 配偶者と併せた年収の3分の1以下の貸付け
- 個人事業者に対する貸付け
- 預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでの「つなぎ資金」に係る貸付け

## 当社の運営サイトのご紹介

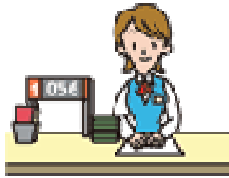
- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

貸金業法の改正により、現在、契約している業者より、新規契約の金利引き下げの通知が届きましたが、改正前に借り入れた人には、適用されないのでしょうか？

二〇一〇年六月十八日の改正より前に締結した既存の貸付けの契約については、金利は下がりません。改正日以降、新たに結んだ貸付けの契約については、利息制限法の金利（貸付け額に応じて十五〜二十%）が上限金利となります。また、新たに締結された契約の延滞による損害賠償額も利息制限法の上限金利の二十%が上限になります。改正日前に締結された契約の延滞利息については従前の金利が適用されます。



## 税金まめ知識（第37回）仕訳帳の借方と貸方

簿記では、よく左側を**借方**（かりかた）、右側を**貸方**（かしかた）と呼びます。これらはよく誤解されていますが、「貸した」とか「借りた」という意味はなく、単純に左を借方、右を貸方と呼んでいるだけです。

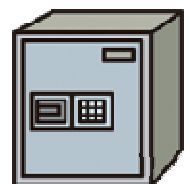
また、**勘定科目**（簿記で使用する科目）は、5つのグループ（資産、負債、資本、収益、費用）に分類されます。例えば、現金、預金、受取手形、売掛金、備品は「試算」へというように各勘定科目は決められていて、その勘定科目が増加した場合と減少した場合に、仕訳帳の借方と貸方のいずれに記載するかが決められています。

グループ	勘定科目の一例	増加	減少
資産	現金、預金、受取手形、売掛金、備品	借方	貸方
負債	支払手形、買掛金、借入金	貸方	借方
資本	元入金	貸方	借方
収益	売上、雑収入	貸方	借方
費用	仕入、租税公課、消耗品費、光熱費	借方	貸方

例えば、現金が増加した場合は、資産ですので借方（左）になり、逆に減少した場合は、貸方（右）となります。

以上より5つの全てのグループが「増加」した場合には、以下のような配列になります。

(借方)	(貸方)
資産	負債
費用	資本
	収益



## 7月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日  
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

7月15日（木）  
所得税の予定納税額の減額申請



8月2日（月）  
5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

**成功事例25**： イタリアンレストラン（年間38.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円／年	年間の電気料	347,396円／年

**年間の電気料金削減金額** 1年間で **218,532円** 10年間で **2,185,320円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク！

## 税金クイズ (8)



【問】 妻と離婚することとなりました。話し合いの結果、夫が所有する土地と家屋を財産分与することとなりました。この場合考えられる課税関係は次のうちどれでしょう？

- ① 分与を受けるのは妻だから妻に税金がかかる
- ② 分与を受けた妻に税金はかからないが、夫にはかかる
- ③ 離婚による財産分与は夫にも妻にも税金はかからない



【正解】 ②

離婚した夫婦の一方は、相手方に対し財産分与を請求することができることになっています。従って一方(妻)には「財産分与請求権」があり、もう一方(夫)には「財産を分与する債務」があるということになります。離婚に際し、土地や家屋などの譲渡所得が生じる資産によって財産分与が行われると、この「財産を分与する債務」の額を対価として資産を譲渡したこととなるため、この場合、夫には譲渡所得が課税されることとなります。一方、財産分与を受けた妻の方は贈与税の非課税財産となるため、税金はかかりません。



# 今月のコラム

毎日、はっきりしない梅雨空が続いています。青い空にソフトクリームのように盛り上がる入道雲が待ちどろしい毎日です。夏休みのご予定はもうお決まりでしょうか？

今週の日曜日は、参院選。盛り上がっているのか、いないのか？ とても微妙なところですが、先月ニュースで見た青森県のとある町の町長選は、なんと得票数が同数で、抽選で当選者を決めたとか。勝った候補者の方は嬉しいと思いますが、負けた候補者の方はさぞ悔しい思いをされたことでしょう。このお話、なんとなくいい加減な決め方のように驚きました。ちゃんと公職選挙法の規定で行われたというのでまた驚きました。

前評判もあってあれほど盛り上がってなかったワールドカップの「岡ちゃん」を見て、この夏は私も盛り上がっていきこう！（意味不明）と思っています。これから暑い暑い夏がやってきます。皆さんも夏バテしないよう健康には十分注意して頑張ってくださいませ。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

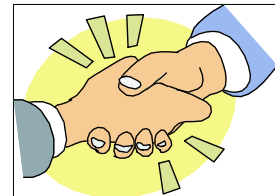
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

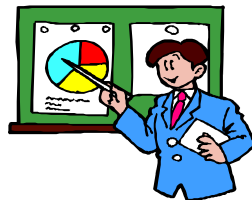
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



暑い夏がやってきます。  
お仕事頑張りましょう。

